

短期総合保険

新保険料体系では、非常と信用を総合料率として一本化して計算します。

$$\begin{aligned} \text{船前保険料} &= \text{貨物の FOB 価額} \times \frac{\text{基準料率 (\%)}}{aX + b} \times \text{てん補調整係数} \\ \text{船後保険料} &= \text{契約上の代金額} \times \frac{\text{基準料率 (\%)}}{aX + b} \times \text{てん補調整係数} \end{aligned}$$

第1回船積前に決済された額は除く。

保険金額(お支払いできる保険金の最高額)は、これまでどおり、保険価額×付保率になります。また、てん補範囲についても、現行と同じです。

①基準料率 (%) = $aX + b$

a...期間料率(1日あたりの料率)

X...保険料計算期間(日数)

b...最低料率(保険責任期間が1日でも経過すればいただく部分)

a(期間料率)・b(最低料率)

< 船前 >

国力テ	a (期間料率)	b (最低料率)
A	0.000069	0.029
B	0.000123	0.052
C	0.000214	0.090
D	0.000304	0.128
E	0.000378	0.159
F	0.000438	0.185
G	0.000575	0.243
H	0.000753	0.318

< 船後 >

国力テ	a (期間料率)	b (最低料率)
A	0.000434	0.009
B	0.000868	0.018
C	0.001592	0.033
D	0.002317	0.048
E	0.002945	0.061
F	0.003428	0.071
G	0.004538	0.094
H	0.005987	0.124

(注) 上記係数は、船前付保率 80%、船後付保率(非常)97.5%(信用)90%の場合。

実際の適用付保率がこれと異なる場合は、てん補調整係数にて調整する。

X(保険料計算期間日数)

30 日未満は、一律 30 日とする。

< 船前 > 保険契約締結日から L S (Last shipment 最終船積) 日までの期間

< 船後 > ユーザンス期間

- ユーザンス(決済)が複数ある場合には、最長ユーザンス期間をとる
- リテンション、マイルストーンペイメント、スケジュールペイメント、プログレスペイメントの場合は、これとは別に保険設計を行う
- at sight は、30 日で計算を行う。
(例1) 一覧払い(at sight) → 30 日
(例2) 一覧後定期払い(○○ days after sight) → ○○ 日 + 30 日

②てん補調整係数

次の場合は、てん補調整係数を基準料率に乗じます。

- ・ 信用危険をカバーしない場合
- ・ 適用付保率が船前付保率(非常・信用)80%、船後付保率(非常)97.5%(信用)90%以外の場
- ・ 信用危険Bをてん補する場合
- ・ 保険成績調整率(リザルト)、限度額割増の調整をする場合

【てん補調整係数 算出式】

< 船前 >

$$c \times \text{非常付保率} / 0.8 + (1 - c) \times \text{信用付保率} / 0.8$$

< 船後 >

$$c \times \text{非常付保率} / 0.975 + \{(1 - c) \times \text{信用付保率} / 0.9 \\ \times \text{バイヤーサーチャージ} \times (1 + \text{保険成績調整率}) \times \text{限度額割増}\}$$

(*1) 信用料率がかからない場合は、信用付保率を0とする。

(*2) 計算結果は、小数点第6位を四捨五入し、第5位までを有効とする。

係数c 船前・船後区分及び国カテのマトリックスに応じて下表の数字を適用する。

国カテ	A	B	C	D	E	F	G	H
船前	0.52	0.74	0.85	0.89	0.91	0.93	0.94	0.96
船後	0.67	0.84	0.91	0.94	0.95	0.96	0.97	0.975

バイヤーサーチャージ

< 信用危険A > 1.0 < 信用危険B > 1.7

*1) 信用危険A

- ・ バイヤー格付がG格、EE格、EA格の場合
- ・ G格又はSA格の銀行が発行するLCにより決済される場合

*2) 信用危険B...バイヤー格付がEM格、EF格の場合

保険成績調整率

損害率に応じた調整率を適用する(現行体系と同じ。)。

< 保険成績調整率一覧 >

損害率	保険成績調整率	損害率	保険成績調整率
0%～20%未満	- 0.5	103%～110%未満	+ 0.1
20%～40%未満	- 0.4	110%～120%未満	+ 0.2
40%～60%未満	- 0.3	120%～140%未満	+ 0.4
60%～80%未満	- 0.2	140%～160%未満	+ 0.6
80%～98%未満	- 0.1	160%～180%未満	+ 0.8
98%～103%未満	0.0	180%～200%未満	+ 1.0
—	—	200%以上	+ 1.0 以上

限度額割増

暫定限度額を超える支払限度額の設定をした場合に、次の計算式により算出される割増率を適用する(現行体系と同じ。)。

$$\text{限度額割増率} = 1 / 5 \times (\text{暫定限度額の割増倍率} - 1) + 1$$